

滋賀県警察本部告示 第 41 号

道路交法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

令和 7 年 7 月 10 日

滋賀県警察本部長 池内 久晃

- | | |
|------------|---|
| 1 聴聞の期日 | 令和 7 年 7 月 23 日 |
| 2 聴聞の場所 | 守山市木浜町2294番地
滋賀県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場 |